

投票日は **2月8日** 午前7時から
午後8時まで

京田辺市の投票所で投票できる人
①～③の要件を全て満たす人
①平成20年2月9日以前に生まれた日本国籍の人
②法令で定める欠格事由に該当しない人
③令和7年10月26日(転入届出の日)以前から京田辺市内に引き続き住所があり、選挙人名簿に登録されている人

※京田辺市内で転居した人で、令和8年1月20日以降に転居の届出をした人は「前住所地」での投票となります。

住所を移転された場合は、投票する場所にご注意ください!!

上表①・②の要件を満たし、令和7年10月27日(転入届出の日)以降に京田辺市に転入した人	前住所地(京田辺市以外)の投票所で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。
--	--

衆議院議員総選挙は、1月27日(火)公示、2月8日(日)が投票日です。当日は、市内22か所の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。開票は、同日午後9時から田辺中央体育館で行います。この選挙は、有権者のみなさんが国政に参加できる機会です。私たち一人ひとりが大切な一票を投じて、私たちの代表となる人を選

◆小選挙区選挙
1選挙区から1人の議員を選びます。京田辺市は、小選挙区選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の両方に立候補する重複立候補が認められています。

衆議院議員の総定数は465人。289人を小選挙区選挙で、176人を比例代表選挙で選びます。

◆当選人
小選挙区選挙では、得票数の最も多い候補者が当選人となります。京田辺市は、比例代表選挙では、全国11選挙区(ブロック)ごとに各政党の得票数に応じて当選人となるべき順位に従って当選が決ります。

比例代表選挙では、全国11選挙区(ブロック)ごとに各政党の得票数に応じて当選人となるべき順位に従って当選が決ります。

◆比例代表選挙
全国で11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員が選ばれます。

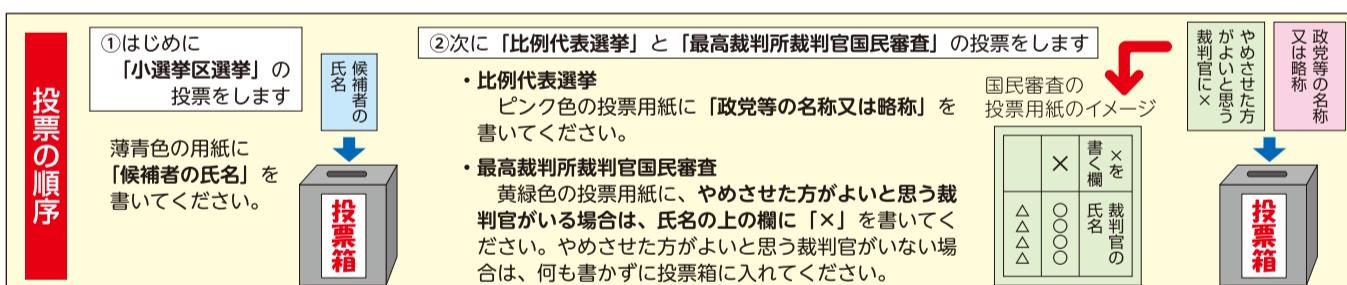
京田辺市は、比例代表選挙は近畿ブロックで、同ブロックからは28人の議員が選ばれることになっています。

投票所一覧		
投票区	投票所	地 域
1	中央図書館(1階)	田辺、新田辺西住宅
2	薪公民館	薪
3	興戸公民館	興戸
4	松井公民館	松井
5	北部住民センター	西八、東林、岡村、大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目、九十九園
6	健康村公民館	三野、健康村
7	草内公民館	草内、新興戸
8	飯岡公民館	飯岡、セビアの園
9	三山木小学校(西校舎1階多目的教室)	高木、二又、山本、出垣内、山崎、宮ノ口、江津
10	南山学園	南山東、南山西、同志社住宅地、つつきの郷
11	普賢寺公民館	多々羅、普賢寺、水取
12	打田公民館	打田、高船
13	天王公民館	天王
14	河原公民館	河原、新田辺東住宅
15	府営住宅田辺団地第2集会所	府営住宅田辺団地
16	松井ヶ丘公民館	松井ヶ丘、山手東、山手中央
17	東田辺公民館	東
18	一休ヶ丘公民館	一休ヶ丘
19	健康ヶ丘公民館	大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目、健康ヶ丘、洛南寮
20	花住坂公民館	花住坂、市営住宅大住団地
21	山手南公民館	山手南、山手西
22	同志社山手北公民館	同志社山手、やすらぎの杜

衆議院議員総選挙

○最高裁判所裁判官国民審査
衆議院議員総選挙が行われる際には、同時に最高裁判所裁判官の各裁判官が適任かどうか有権者の判断を問う「国民審査」が行われます。

最高裁判所の裁判官は、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査を受け、その後10年経過後の衆議院議員総選挙の際にもさらに審査を受けます。



投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券は、投票日の当日までにお手元に届くよう、順次、郵送することとしています。全ての有権者に発送するため、手元に届くまでに数日かかることがあります。家族であっても別々に届くことがあります。お知らせしたり、投票所で同券は、投票所の場所をおくべきです。この券がないと投票できず、投票所の受付でお申しに発行しているものです。出ください。

滞在地や病院などで不在者投票ができます

滞在地で行う不在者投票

単身赴任や長期の出張などで京田辺市以外の市区町村に滞在しているため、投票日の投票や選挙期間中の期日前投票を行うことができない人は、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

- 選挙人から本市選挙管理委員会へ不在者投票宣誓書兼請求書（本市ホームページからダウンロードできます。）を郵送又は窓口に持参。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求が可能。（詳しくは、市ホームページをご覧ください。）
- 本市選挙管理委員会から請求された人（選挙人）に不在者投票に必要な書類（投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書など）を郵送

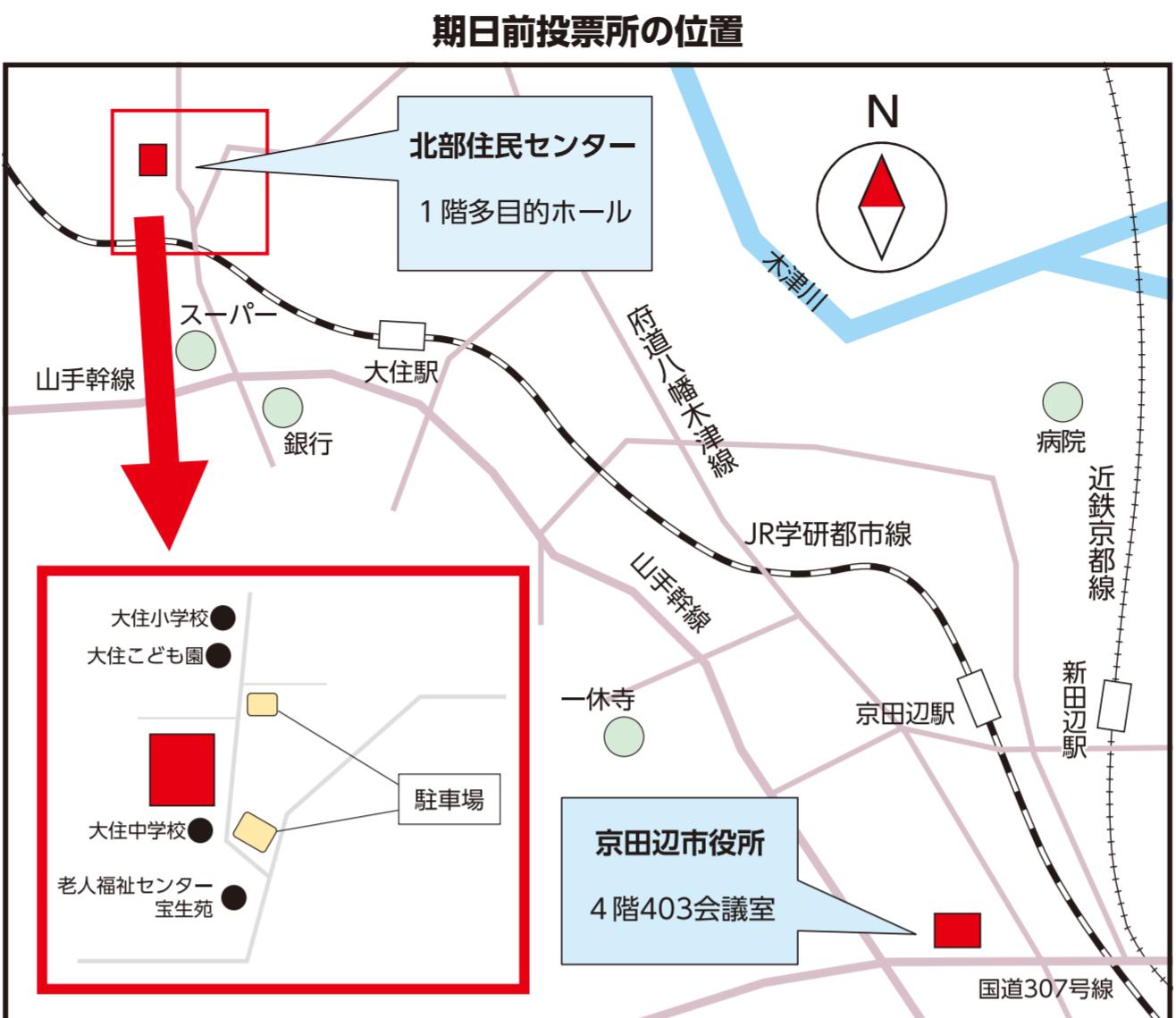
- により投票用紙などの交付を受けた選挙人は、これらの書類を持参の上、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を実施（不在者投票証明書の封筒は開封せず、また、投票用紙に何も記載せず、滞在地の選挙管理委員会に持参してください。）

不在者投票の実施後、滞在地の選挙管理委員会から本市選挙管理委員会へ不在者投票が行われた投票用紙が郵送されます。

それまでの手続は、原則として郵送での手続となります。投票日の午後8時までに、京田辺市の所定の投票箱に不在者投票された投票用紙を入れないと、投票が無効になります。郵送には時間がかかりますので、余裕をもって手続をしてください。

病院・老人ホームなどの施設で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院（所）している人も、一定の要件を満たせば、施設内で投票ができます。希望される人は、入院（所）している施設の職員に申し出てください。



投票日の当日、仕事や旅行などで投票所に行けないと見込まれる人は、投票日の前でも期日前投票をすることができます。期日前投票は、公示日の翌日から投票日の前日までの間、行うことができますが、投票日直前投票をすることができます。前日の期日前投票所を設置します。

期日前投票所	開設期間	開設時間
京田辺市役所4階 403会議室	1月28日(水)から 2月7日(土)まで (土・日曜日も投票 できます)	午前8時30分～ 午後8時00分
北部住民センター1階 多目的ホール	2月6日(金) 7日(土)	午前9時30分～ 午後8時00分

※国民審査の期日前投票は2月1日(日)から始まります。

【持ち物】

- 投票所入場券
- 期日前投票宣誓書（投票所入場券の裏面又は市ホームページに掲載している期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項をご記入の上、持参していただくとスムーズに投票ができます。）

候補者の氏名、経歴、政見及び裁判官の氏名などを掲載した選挙公報・審査公報を各世帯へ配布します。この選挙公報・審査公報は、京都府選挙管理委員会において公示日以降に作成し、本市選挙管理委員会が委託した京田辺市シルバー人材センターが順次配布しますので、各世帯に届くのが投票日の直前になります。

なお、選挙公報・審査公報は、京都府選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

選挙公報が届かない場合は、左記までお問合せください。

お問合せ
お配布に関する

（公社）京田辺市シルバー人材センター
電話 0774-164-18822

投票支援ツールの導入について

投票所での係員との意思疎通や投票の方法に不安のある人などが、投票手続きをスムーズに行えるよう、以下の用具を導入しています。ぜひご活用ください。

①選挙支援カード

選挙支援カードは、京田辺市内の投票所や期日前投票所で、代理投票やそのほかの支援が必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが困難な場合などにご使用いただくためのものです。

支援を希望する人は、市ホームページに掲載している選挙支援カードを印刷して、あらかじめ必要な事項をご記入のうえで、京田辺市内の投票所（期日前投票所を含む）の係員に渡してください。

②コミュニケーションボード

投票所で想定されるお困りごとや手伝ってほしいことなどを文字等で表したものです。対応してほしい内容を指すことで、投票所の係員に自分の意思を伝えることができます。各投票所に設置していますので、お気軽にご活用ください。



③投票用紙記入補助具

投票用紙を投票用紙記入補助具に入れて、手で触れば指先で記入場所がわかり、見えない・見えにくい方が安心して枠の中に候補者名等を書くことができます。各投票所で使用できますので、係員にお伝えください。

重度の障がいのある人は 郵便等投票制度を利用できる人	(1) 郵便等投票制度を利用できる人
身体に一定の重度の障がいのある人には、郵便などにより投票することのできる、郵便等投票制度があります。制度の利用を希望される人は、事前に郵便等投票証明書を申請していただく必要があります。	郵便等投票制度を
がいのある身体障害者手帳1級の人は、代理記載制度を利用できます。	郵便等投票制度を利用できる人
(2) 提出書類	郵便等投票制度を利用できる人
(3) 申請方法	郵便等投票制度を利用できる人

介護保険被保険者証	身体障害者手帳	障がいの種別
要介護5	免疫・肝臓の障がい 直腸・小腸・呼吸器・ぼうこう・両下肢・体幹・運動機能の障がい	障がいの程度等
1級～3級	1級又は3級	1級又は2級

代理投票とは、投票所において、けが・病気・障がいなどにより投票用紙に文字を書くことが難しい人に代わって、投票所の係員が候補者の名前を書くことができる制度です。

代理投票を利用する際は、投票所の係員に「代理投票希望」とお申し出ください。代理投票補助者（係員）2人がそばについて、投票用紙の記入のお手伝いをします。

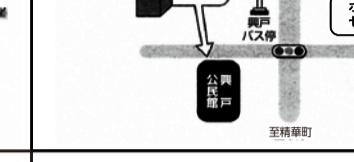
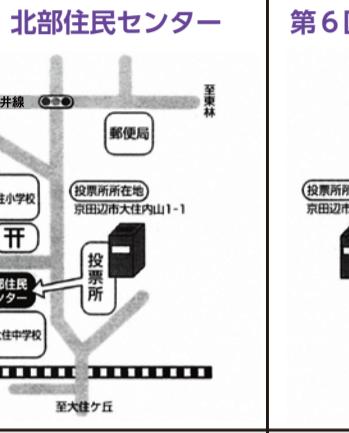
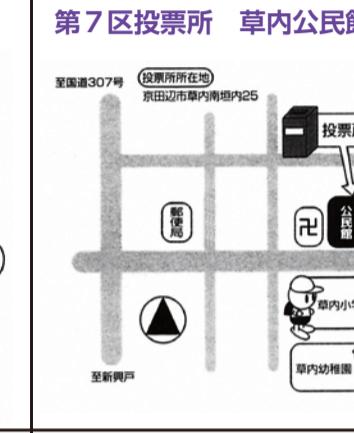
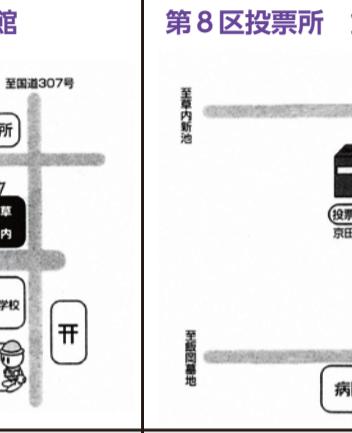
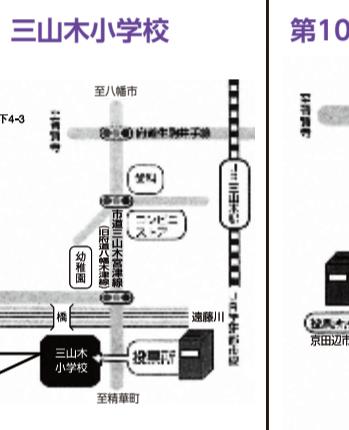
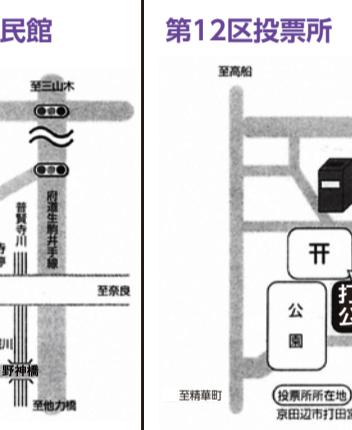
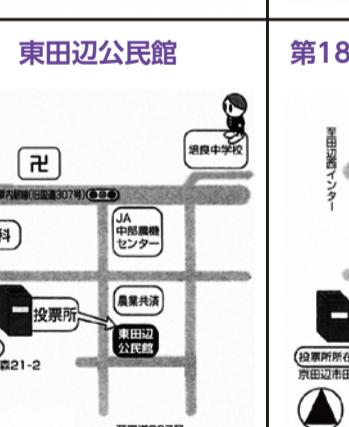
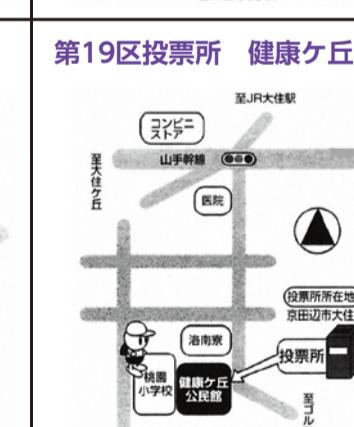
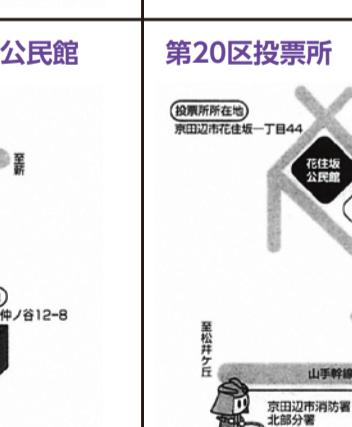
代理投票を利用する際は、投票所の係員に「代理投票希望」とお申し出ください。代理投票補助者（係員）2人がそばについて、投票用紙の記入のお手伝いをします。

選挙の公正を確保するため、付添人は原則、投票記載台まで付き添うことができます。

選挙公報・審査公報の各世帯への配布について

投票日に都合の悪い人は期日前投票を

各投票所位置図 (第1区から第22区までの投票所)

第1区投票所 中央図書館 	第2区投票所 薪公民館 	第3区投票所 興戸公民館 	第4区投票所 松井公民館 
第5区投票所 北部住民センター 	第6区投票所 健康村公民館 	第7区投票所 草内公民館 	第8区投票所 飯岡公民館 
第9区投票所 三山木小学校 	第10区投票所 南山学園 	第11区投票所 普賢寺公民館 	第12区投票所 打田公民館 
第13区投票所 天王公民館 	第14区投票所 河原公民館 	第15区投票所 府営住宅田辺団地 第2集会所 	第16区投票所 松井ヶ丘公民館 
第17区投票所 東田辺公民館 	第18区投票所 一休ヶ丘公民館 	第19区投票所 健康ヶ丘公民館 	第20区投票所 花住坂公民館 
第21区投票所 山手南公民館 	第22区投票所 同志社山手北公民館 	<p>※各投票所の駐車場台数には限りがありますので、ご了承ください。 ※投票所の位置図は、次の二次元コードからもご確認いただけます。</p>	